

令和5年7月11日

大雨により被災された皆さまへ

このたび、令和5年7月10日の大雨により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

福岡県信用組合では、今回の大雨により被害にあわれた皆さまに、次のとおりお取り扱いをさせていただきますのでお知らせします。

記

1. 被災者の皆さまには、預金証書・通帳、届出印、キャッシュカードを紛失された場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、お支払いいたします。定期預金等の期限前払戻し（中途解約）についても、ご相談を承ります。災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜調整し、取立できるように努めます。
2. 災害により紛失された通帳・証書・キャッシュカードは、無料で再発行させていただきます。
3. 今回の大雨で被害にあわれた皆さまの災害復旧を支援するため、現在ご利用中のご融資や生活再建のための新規ご融資について、ご相談をお受けいたします。

被災された皆さまの1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上

福岡県信用組合